

医対第3448-2号
平成30年3月1日

関係市町村
広報担当課長様

大阪府健康医療部医療対策課長

看護師等免許保持者の届出制度に係るチラシの配布について（送付）

日頃は本府の健康医療行政の推進にご協力いただきお礼申し上げます。

さて、看護師等の人材確保の促進に関する法律に基づく看護師等免許保持者の届出制度が、平成27年度から実施されております。この制度は、保健師・助産師・看護師・准看護師の免許を持ちながら、その仕事に就いていない方が都道府県ナースセンターに届け出こととなっており、離職時に届け出でていただくことになります。

これから、離職者が多くなる時期を迎えるにあたり、届出がより適切に行われるよう厚生労働省より制度周知の依頼がありました。ついては別添の通りチラシを送付しますので、引き続き制度の周知をいただきますようよろしくお願ひいたします。

大阪府健康医療部医療対策課
医師・看護職員確保グループ 松田
TEL 06-6944-6692 (直通)
【届出・お問い合わせ先】
大阪府ナースセンター
TEL 06-6777-1775

看護師等の仕事をされていない
免許保持者の皆さんへ

ナースセンターへの届出制度と 復職支援をご利用ください！

届出制度とは？

「看護師等の人材確保の促進に関する法律」が改正され、平成27年10月1日から施行されました。

届出制度とは、保健師・助産師・看護師・准看護師の免許を持ちながら、その仕事に就いていない方に、氏名や連絡先などを都道府県ナースセンター※へ届け出ていただく制度です。

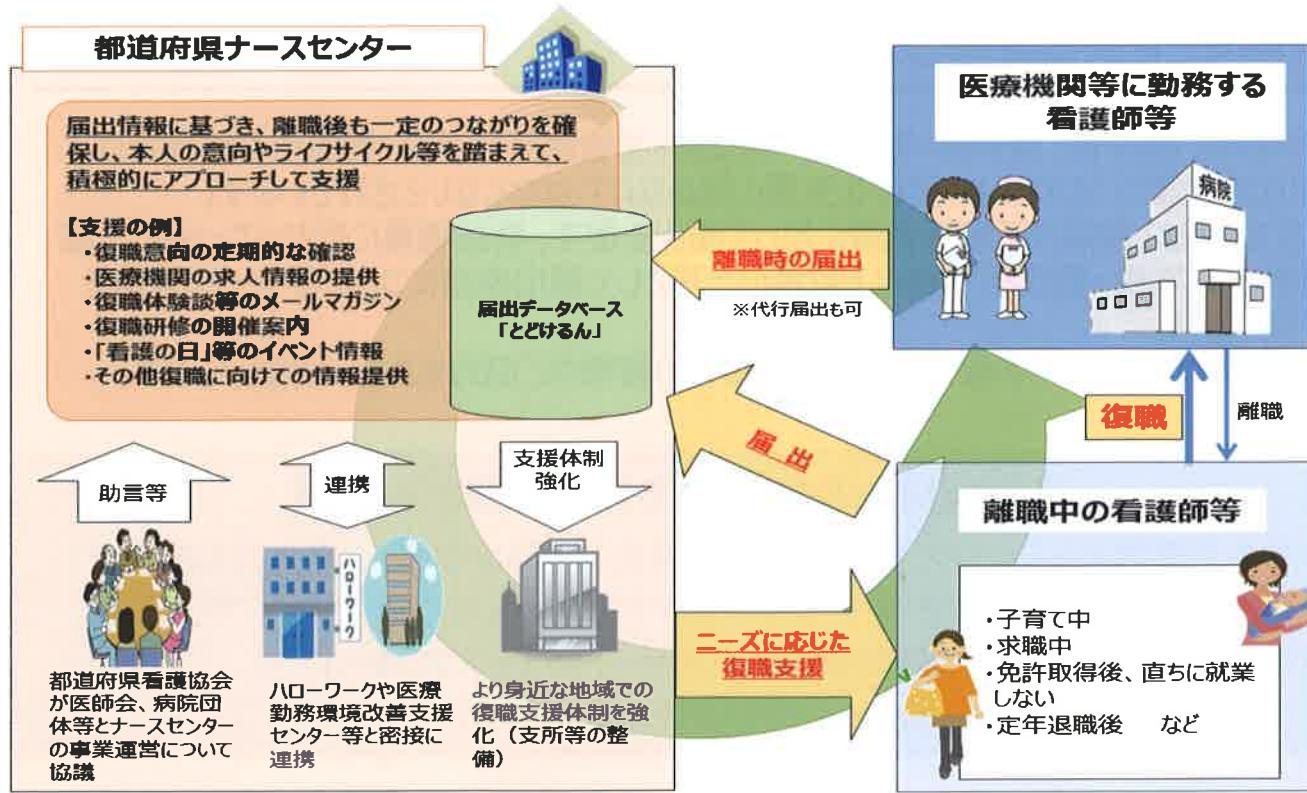
※都道府県ナースセンターは、法律に基づいて都道府県知事が指定する、看護職員確保の公的な拠点です。

団塊の世代が75歳以上となる平成37（2025）年には、看護職員が約196～206万人必要と推計されています。今後、少子化が進む中で看護職員の人材確保を進めるためには、潜在看護職員を含めた離職中の看護師等の復職支援が必要となっています。

このため、平成27年10月から新たな届出制度（届出は努力義務）が始まりました。

届出情報をもとに、都道府県ナースセンターが離職中の看護師等の方とつながりを保ち、それぞれの状況に応じて、復職に向けた研修、無料の職業紹介、相談員によるアドバイスや情報提供等の支援を行います。

ナースセンターによる看護職員の復職支援



届出のタイミングは？

- 病院等を離職するなど、以下の場合は。

- ・病院等を離職した場合（病院等：病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、指定訪問看護事業を行う事業所）
- ・保健師、助産師、看護師、准看護師の業に従事しなくなった場合
- ・免許取得後、直ちに就業しない場合

届出する事項は？

- 氏名、生年月日、住所
- 電話番号や電子メールアドレスなど、連絡先に関する情報
- 看護師等の籍の登録番号と登録年月日
- 就業に関する状況

※ 届出事項に変更が生じた場合は、届出事項の「変更登録」を行ってください。

届出の方法は？

- インターネットを経由した届出が原則となります。

お持ちのスマートフォンやパソコンから、看護師等の届出サイト「とどけるん」に届出事項を入力してください。

<https://todokerun.nurse-center.net/todokerun/>
とどけるん



「とどけるん」のトップページ

- インターネット利用環境がない方は、書面での届出も可能です。

お近くの都道府県ナースセンターへお問い合わせください。

病院などによる届出の支援

- 病院等の開設者、保健師・助産師・看護師・准看護師の学校・養成所の設置者は、届出が適切に行われるよう必要な支援に努めなければならないとされています。
- 「支援」とは、離職する看護職員に対して届出を促す、看護職員に代わって一括して届出を行う、学校・養成所でキャリア教育の一環として届出制度について学生への教育を行う等です。

病院等の開設者や学校・養成所の設置者の皆様のご協力をよろしくお願いします。

こちらのホームページにも関連情報があります

- 厚生労働省ホームページ「看護師等免許保持者の届出制度」（FAQもあります）
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000095486.html>
- ナースセンターが運営する無料職業紹介用サイト「eナースセンター」
<https://www.nurse-center.net/nccs/>